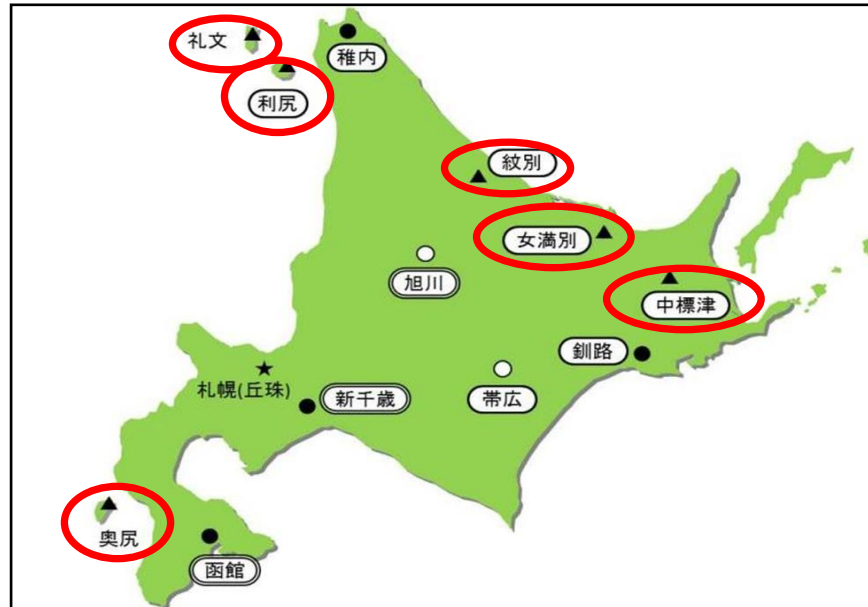


空港別収支の試算方法等について（平成 27 年度）

■空港別収支の試算結果公表にあたって

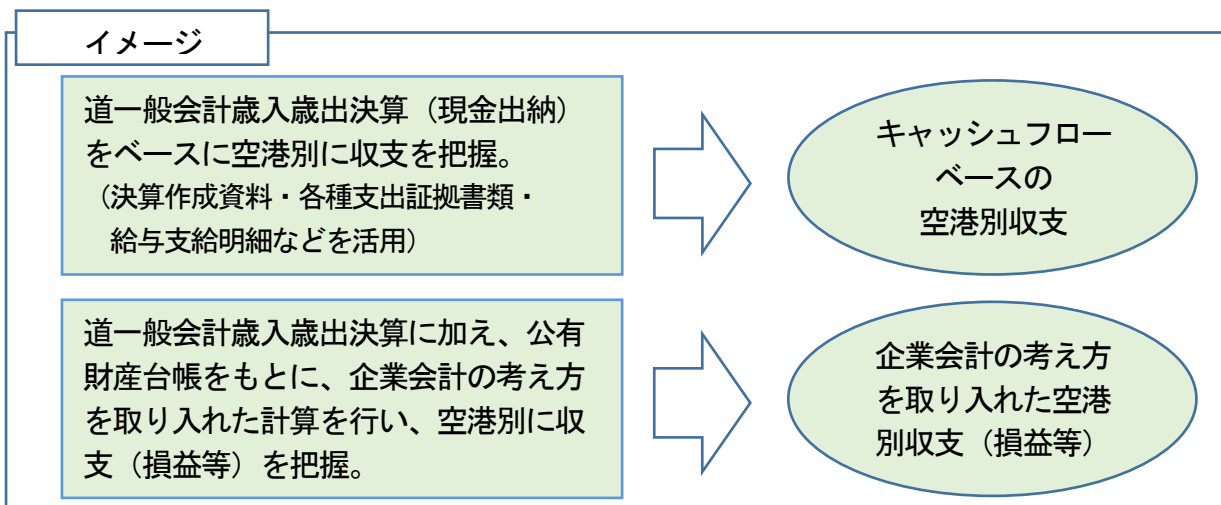
1. 対象空港について

- ・ 道が設置管理者となっている6空港（女満別・中標津・紋別・奥尻・利尻・礼文）を対象とする。



2. 空港別収支の算出方法等について

- ・ いずれも一定の仮定に基づいて収入・費用按分等の方法により算出していること、また、厳密な企業会計の基準に基づくものではないことから、試算の位置づけとなる。
- ・ 「キャッシュフローベースの空港別収支」は、道一般会計歳入歳出決算から道管理空港の維持運営・整備に係るものを抽出し、現金出納による収支（キャッシュフローベース）を把握。 ※企業会計における「キャッシュフロー計算書」とは異なる。
- ・ 「企業会計の考え方を取り入れた空港別収支（損益等）」は、道一般会計歳入歳出決算から道管理空港の維持運営・整備に係るものを抽出するとともに、公有財産台帳を照合するなどし、企業会計の考え方を取り入れた計算を行い、収支等を把握（損益計算書・貸借対照表の内容に準じるもの）。



(参考) 空港整備に関する費用の差異について

- ・ キャッシュフローベース収支試算に表示される「空港整備事業費」と、損益計算書試算に表示される「空港整備経費」では、金額が異なることがある。
- ・ キャッシュフローベース収支試算に表示される「空港整備事業費」は、各年度の現金出納として空港整備事業に支出した金額を示しているが、損益計算書試算に表示される「空港整備経費」は設計費など公有財産台帳に登載されない支出を経費として計上している。(公有財産台帳に登載される支出は、固定資産として貸借対照表に資産計上される。)
- ・ なお、複数年度の空港整備事業に係る企業会計の考え方を取り入れた収支(損益)の取扱いとして、設計費など公有財産台帳に登載されない経費相当分は、事業終了までの間、建設仮勘定に計上し、事業終了年度において、事業終了年度の経費(空港整備経費)として計上することとしている。

《イメージ図》

